

## ～平成28年1月からの要介護（要支援）認定申請について～

平成28年1月1日からの個人番号の利用の開始に伴い、要介護（要支援）認定の申請書について個人番号の記入が必要となります。つきましては、通知カード又は個人番号カードに記載されている個人番号を申請書にご記入の上、ご提出ください。

また、個人情報保護の観点から、記入内容確認及び身分照会の徹底のため、市役所窓口において、以下の書類の提示が必要になります。何卒、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 1. **ご本人が市役所窓口で申請される場合は、次の書類をお持ちください。**

- (1) 要介護（要支援）認定申請書
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 個人番号を確認できる書類  
例：通知カード又は個人番号カード
- (4) 本人確認できる書類  
例：運転免許証、個人番号カード、  
官公署発行の名前入りの書類（負担割合証、医療保険証、年金手帳など）

### 2. **代理の方が市役所窓口で申請される場合は、次の書類をお持ちください。**

- (1) 要介護（要支援）認定申請書
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 代理の方自身の確認ができる書類  
例：運転免許証、個人番号カード、居宅介護支援専門員証（ケアマネの場合）  
官公署発行の名前入りの書類（医療保険証、年金手帳など）
- (4) 本人の番号確認ができる書類  
例：通知カード又は個人番号カード（写しでも可）

### 3. **郵送で申請される場合は、次の書類を郵送してください。**

- (1) 要介護（要支援）認定申請書
- (2) 本人確認できる書類  
例：運転免許証の写し、個人番号カードの写し、通知カードの写し  
官公署発行の名前入りの書類の写し（医療保険証、年金手帳など）

桶川市役所健康福祉部高齢介護課介護認定グループ  
電話：048-786-3211  
内線：1513、1514、1515